

平成27年6月18日

各部局長 殿

環境安全本部長

講演会等の災害時の安全確保について（依頼）

標記につきまして、不特定多数が参加する講演会等に利用される施設の管理者は、来場者の安全を確保するため、災害時の対応を講演会等の開催者から来場者に周知させるようご配慮ください。

については、下記を説明の参考としていただくとともに、ある程度予測可能な台風や洪水などについても適宜来場者へ情報を提供するよう、ご指導をお願いします。

記

1. 開催者への説明

非常口、避難経路、警備員等について説明し、できれば非常口を明記した避難経路図（紙又はデータ）を供与する。また、火災や地震のための設備を説明する。
地震・火災等発生時の誘導担当・誘導方法を定めるよう依頼する。

2. 来場者への説明

1) 非常口の説明

説明例「非常口は会場の後ろ及び左右にあります。」

2) 地震発生時の説明

2-1) 緊急地震速報（注：設置されていない場合は説明不要）

説明例「本建物は緊急地震速報を導入しております。地震による大きな揺れが予想されると、緊急地震速報が放送される場合がございます。」

2-2) 建物の耐震性能（注：対応している場合は、建物の耐震、天井落下防止について説明。無ければ省略。）

説明例「本建物は平成〇〇年の建築で、新しい耐震基準を満たしております。」

2-3) 地震発生時の行動

説明例「地震で大きな揺れが発生した場合は頭を鞆等で守るなどして安全を確保し、揺れが収まったら係員の誘導に従って避難してください。（開催場所が地上階でない場合）エレベータは余震などで停止する場合がありますので、階段をご利用ください。」

3) 火災発生時の説明

説明例「本建物には自動火災報知設備が設置されております。火災発生時には放送が流れますので（警報が鳴動しますので）落ち着いて、係員の誘導に従ってください。」

（または）「火災が発生した場合も係員の誘導に従い、落ち着いて行動してください。」

以上

【本件担当】

本部環境安全課 福井、石田（内線：21051）

Mail : kankyoanzenkikaku@ml.adm.u-tokyo.ac.jp